

採用活動支援事業補助金交付要綱

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構

(趣旨・目的)

第1条 本補助金は、学生等の県外流出・就職による人口減、人手不足等に対処するため、県内企業が、A I採用面接を導入する経費や採用するための試験等を受験する県外学生に対して交通費を負担する場合、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構（以下、「財団」という。）は、この要綱に基づき、その一部を採用活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）として助成することで、企業の採用活動への支援や企業の魅力・採用力の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 本補助金は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものを対象とする。

- (1) 県内に本社又は事業所がある企業がA I採用面接を導入する場合に、その導入に要する経費で、以下の条件を満たすもの。
 - A I採用面接を導入するための次の経費。
 - ① A I採用面接サービス利用に係る基本契約料、管理料
 - ② A I採用面接受験に係る経費（受験者のA I面接採用へのエントリー、企業の評価レポートの利用に係る経費）
 - ③ その他、A I採用面接の導入のために必要と認められる経費
- (2) 学生が採用試験等を受験する際に必要とする交通費を県内に本社又は事業所がある中小企業が負担する場合に、その負担に要する経費で、以下の条件を満たすもの。
 - ① 採用試験を受験する県外の大学、短期大学(専攻科を含む。)、大学院の修士課程、高等専門学校(ただし4年生以上で専攻科を含む。)、専門学校(専修学校専門課程)、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「大学等」という。）に在籍する学生（以下「受験学生」という。）に対し、その居住地（鳥取県外に限る）から採用試験会場までの往復交通費相当（その負担軽減を目的として支給する助成金を含む）(以下「助成金等」という)。
 - ② 助成金等は公共交通機関を利用した場合に相当する金額（定額も可とする。）であることとし、受験学生1人に付き5千円以上を支給した場合に限る。

(補助率及び補助限度額)

第3条 本補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

対象事業	補助率	補助限度額
(1) A I採用面接を導入する企業の支援	対象経費の1/2	400千円
(2) 学生が採用試験等を受験する際に必要とする交通費の負担をする中小企業の支援	対象経費の1/2	受験学生1人につき、30千円

(補助金の交付)

第4条 第1条の目的の達成に資するため、前条に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助事業に要する第2条(1)に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)から、当該対象事業に伴う収入(本補助金を除く。)の額を控除した額に、前条に定める同表の率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額以下とし、同表に定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業実施前までに補助金交付申請書(様式第1号)を当財団へ提出しなければならない。

- 2 本補助金の申請書に添付すべき書類は、それぞれ様式第3号及び第4号によるものとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者(以下、「補助事業者」という。)は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(対象期間)

第6条 本補助金の交付対象期間は、補助事業実施年度における交付決定日から翌年2月末日までの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請総額が予算額に達したときは、補助金の交付申請を受け付けない。この場合において、財団のホームページにて事業が終了した旨を告知する。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から14日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第5号によるものとする。
- 3 財団は、第5条の規定による申請を受けたときは、必要な審査を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、交付決定をすることができる。
- 4 第4条第2項の規定に拠る場合は、仕入控除税額が明らかになった後、補助事業者は、速やかに、交付決定に係る補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額する変更申請をする。

(事業の中止又は事業内容の変更手続き)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、その中止前までに承認を、事業内容を変更しようとする場合には、その変更内容(軽微なものを除く。)が生じる前までに、計画変更の承認を速やかに申請し、承認を受けなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了又は中止若しくは廃止(以下「完了等」という。)したときは、事業の成果を記載した実績報告(様式第2号。以下「実績報告書」という。)を、補助事業の完了等の日から20日を経過する日又は補助事業の交付対象期間の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 実績報告書に添付すべき書類は、それぞれ様式第3号及び様式第4号によるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、財団理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月8日から施行する。